

事務連絡
令和8年1月22日

都道府県こども政策担当部局
各 御中
指定都市こども政策担当部局

こども家庭庁支援局総務課
こども性暴力防止法施行準備室

児童対象性暴力等の未然防止、早期把握等に資する警察庁作成の資料
等について

こどもへの性暴力等は、子どもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与えるものであり、絶対に防がなければなりません。

一方、昨今、教師が子どもを盗撮し、画像などをSNS上の教師間のグループで共有した事案など、こどもへの性暴力等に関する事案が相次いで報道されており、こどもへの性暴力等の防止等に向けた取組の強化が急務です。

この度、警察庁において、文部科学省の協力の下、児童対象性暴力等の防止のための研修用資料及び盗撮の防止を目的とした施設管理の際の着眼点をまとめた資料が作成され、別紙の通知により、文部科学省より各都道府県教育委員会等に周知されました。

本年12月25日には、「こども性暴力防止法」の施行が予定されており、その対象事業者は、法に基づき、こどもに対する性暴力を防止するための措置の実施が求められることとなります。

こども性暴力防止法の対象事業者をはじめ、こどもに対して教育、保育等を提供する事業者において、これらの資料を従事者への研修や施設・事業所の点検等に活用することにより、こどもへの性暴力等の未然防止、早期把握等が促されると期待されます。

このため、下記の資料について、各都道府県におかれては管内の市区町村に対し、各都道府県及び指定都市におかれては児童福祉、子どもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、幅広く周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁等に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

こどもへの性暴力等の未然防止、早期把握等のための取組を含め、法の対象となる事業者に求められる対応については、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」や、こども家庭庁において今後作成・周知予定の研修教材等を、併せて御参照ください。

記

1 児童対象性暴力等の防止のための研修用資料（「児童生徒への性暴力防止のため～その行為が人生を壊します～」（研修用教材）【別紙通知の別添1】）

教員研修用に作成されたものであり、事例紹介を含め教員目線の作りとなっていますが、こどもへの性暴力の特性や関係法令について、詳細に説明しており、こどもに接する職種一般向けにも有用な資料となっています。

2 盗撮の防止を目的とした教室やトイレ、更衣室等への点検等の施設管理の際の着眼点を示した資料（「盗撮事犯に係る防犯対策～施設管理を行うにあたって～」（施設管理者向け資料）【別紙通知の別添2－1】）

施設管理者が点検等で活用することを目的として作成されたものであり、盗撮事犯に関し、実際の手口を含めた現状や、防ぐために有効な対策等についてまとめています。特に17、18頁に、カメラを設置しにくい環境づくり及び定期的な点検のポイントをまとめています。（【別紙通知の別添2－2】）

3 警察庁「匿名通報ダイヤル」、「ヤングテレホンコーナー」関係資料【別紙通知の別添3】

警察への事件情報の提供先としての「匿名通報ダイヤル」や、事業者に相談しにくい悩みに対する相談先としての「ヤングテレホンコーナー」の周知用チラシです。相談窓口の周知の際等にご活用いただけます。

（参考）

- ・ こども性暴力防止法について（こども家庭庁ホームページ）
URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>
- ・ こども性暴力防止法施行ガイドライン
URL : https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/bdd8728a/20260109_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_24.pdf

【本件担当】

こども家庭庁支援局総務課

こども性暴力防止法施行準備室

Mail : kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

TEL : 03-6858-0195

教師による児童生徒性暴力等の防止等について、研修の充実や効果的な施設点検の実施に向け、警察庁作成の教材（文部科学省も協力）についてお知らせするとともに、警察との連携の推進について通知します。

7初初企第8号
令和7年11月5日

各都道府県教育委員会教職員人事主管課長 殿
各指定都市教育委員会教職員人事主管課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
黄地吉隆

児童生徒性暴力等の未然防止及び早期発見等に向けた警察との連携の推進について（通知）

本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教師が、児童生徒等に対し性暴力等を行うことは断じてあってはなりません。教師による児童生徒性暴力等を根絶していくことは喫緊の課題です。

教師が児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教師間のグループで共有した事案が報道され、文部科学省においては、「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」（令和7年7月1日付け7文科初第904号文部科学省初等中等教育局長通知）を発出し、令和7年7月10日に「緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議」において、児童生徒性暴力等の防止等に関する取組の徹底をお願いしたところですが、その後も、教師による盗撮をはじめ児童生徒性暴力等に関する事案が相次いで報道されていることは極めて遺憾であり、今一度、危機感を持って取組の徹底をお願いします。

この度、警察庁において、

- ・児童生徒性暴力等の防止のための研修に活用できる資料（【別添1】「児童生徒への性暴力防止のために～その行為が人生を壊します～」（以下「教員研修用教材」という。））
- ・盗撮の防止を目的とした教室やトイレ、更衣室等への点検の際の着眼点を示した資料（【別添2－1】「盗撮事犯に係る防犯対策～施設管理を行うにあたって～」（以下「施設管理者向け資料」という。））

が作成されましたのでお知らせします。

これらの資料も活用し、研修の充実や効果的な施設点検の実施に取り組んでいただくようお願いいたします。特に、校内の点検にあたっては、教師以外が積極的に参画すべき業務として、事務職員、用務員、教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフと連携して実施することも考えられることから、そうした点検実施者においても、【別添2－1】の施設管理者向け資料が活用されるよう取り計らい願います。

また、各教育委員会におかれでは、下記の点に留意し、警察との一層の連携を図り、児童生徒性暴力等の未然防止及び早期発見等に向けた取組を徹底くださいますようお願いいたします。

なお、本通知については警察庁と協議済みであり、警察庁より各都道府県警察本部宛てに伝達されることを申し添えます。

都道府県教育委員会におかれでは、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会にもこの内容について周知し、一層の取組を促していただくようお願いいたします。

記

1 児童生徒性暴力等の防止に向けた研修の充実について

(1) 教員研修用教材の活用

教育委員会及び学校において児童生徒性暴力等の防止に関する研修を行っていただいているところであるが、その際、警察庁作成の【別添1】の教員研修用教材も適宜活用し、教師への研修の充実を図ること。

(2) 教育委員会が実施する研修等への警察職員の派遣

教育委員会において、児童生徒性暴力等の防止に関する研修等を実施する場合、専門的な知見を踏まえることは重要であることから、必要に応じて、研修講師として警察職員を派遣することについて警察に協力を依頼し、指導・助言等を得ることも有効であること。

このうち、校内点検の実施者（例：学校管理職、事務職員、用務員、教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフ）向けの研修等を実施する場合は、警察への協力依頼のほか、【別添2-1】の施設管理者向け資料の活用も有効であること。

2 盗撮の起きにくい環境の整備について

研修の充実のみならず、日頃から盗撮の起きにくい環境を整備していくことも重要であり、その際、以下の点に留意し、必要な環境の整備に取り組むこと。

(1) 施設管理者向け資料の活用

盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくことが重要であるが、その際、【別添2-1】の施設管理者向け資料も適宜活用されたいこと。特に、17、18頁に、カメラを設置しにくい環境づくり及び定期的な点検のポイントがまとまっているので活用されたいこと（※当該頁の抜粋版は【別添2-2】参照）。

(2) 盗撮の起きにくい環境の整備に関する警察からの助言等

教育委員会や学校において、盗撮の起きにくい校内の環境整備に取り組むにあたり、必要に応じて、警察職員の学校現場訪問について、警察に協力を依頼し、指導・助言等を得ることも有効であること。

また、【別添2-1】の施設管理者向け資料の21頁にあるように、盗撮事案発生時に、事件に関する動画像等を安易に消去することのないよう留意すること。

3 警察との連携体制の強化

(1) 個別の相談体制の確立

日頃から、通学路等の安全対策、学校等の防犯対策、児童生徒の非行防止など、警察と教育委員会・学校の緊密な連携体制の構築に努めているところであるが、児童生徒性暴力等の事案発生時に、直ちに、警察に通報し、警察と連携して対処できるよう、一層の連携体制の構築を図ること。

(2) 警察への通報・相談窓口の周知

教育委員会や学校において、相談窓口等を児童生徒や保護者に対して周知いただいているところであるが、【別添3】の警察への事件情報の提供先としての「匿名通報ダイヤル」や、学校に相談しにくい悩みに対する相談先としての「ヤングテレホンコーナー」の周知を図ること。

【別添1】「児童生徒への性暴力防止のために～その行為が人生を壊します～」（教員研修用教材）

【別添2－1】「盗撮事犯に係る防犯対策～施設管理を行うにあたって～」（施設管理者向け資料）

【別添2－2】点検等のポイント抜粋版（「盗撮事犯に係る防犯対策～施設管理を行うにあたって～」
（施設管理者向け資料）17、18頁）

【別添3】警察庁「匿名通報ダイヤル」、「ヤングテレホンコーナー」関係資料

〔担当〕文部科学省：03-5253-4111（代表）

初等中等教育局初等中等教育企画課（内線2588）